

## 45. 自動車関係諸税の概要

税目	課税主体	課税物件	税 率	税収の使途
揮発油税	国	揮発油	48,600円/kl (当分の間の特例税率)	国の一般財源である。
地方揮発油税	国	揮発油	5,200円/kl (当分の間の特例税率)	都道府県、指定市及び市町村の一般財源として全額譲与されている。
石油ガス税	国	自動車用石油ガス	17円50銭/kg (9,800円/kl)	1/2は国の一般財源であるが、1/2は都道府県及び指定市の一般財源として譲与されている。
軽油引取税	都道府県	軽油	32,100円/kl (当分の間の特例税率)	都道府県及び指定市の一般財源である。
自動車取得税	都道府県	乗用車、トラック、バス、軽自動車等	自家用 取得価額の3% 営業用及び軽自動車 2% (当分の間の特例税率)	都道府県及び指定市(3割)、市町村(7割)の一般財源である。
自動車税	都道府県	乗用車、トラック、バス等(軽自動車等を除く。)	(例) (自家用) (営業用) 乗用車(2,000ccクラス) 39,500円(年) 9,500円(年) トラック(4~5トン積) 25,500円(年) 18,500円(年) バス { 一般乗合用(30~40人乗) - 14,500円(年) そ の 他(40~50人乗) 49,000円(年) 38,000円(年)	都道府県の一般財源である。
軽自動車税	市町村	軽自動車、小型二輪車、原付自転車等	(例) 軽乗用車 { 自家用10,800円(7,200円)(年) 営業用6,900円(5,500円)(年) 軽トラック { 自家用5,000円(4,000円)(年) 営業用3,800円(3,000円)(年) 小型二輪車 6,000円(4,000円)(年) ※( )内は、四輪以上及び三輪の軽自動車については、平成27年3月31日以前(二輪については、平成28年3月31日以前)に取得されたものについて適用。	市町村の一般財源である。
自動車重量税	国	乗用車、トラック、バス、軽自動車等	(例) 車検期間1年ごと 次世代自動車等 (本則税率) 次世代自動車以外の車 (当分の間の特例税率) (自家用) (営業用) 乗用車 自重0.5トンごとに 2,500円 4,100円 2,600円 トラック { 2.5トン超 総重量 1トンごとに 2,500円 4,100円 2,600円 2.5トン以下 2,500円 3,300円 2,600円 軽自動車 1両ごとに 2,500円 3,300円 2,600円 ※次世代自動車等とは電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ガソリン自動車(平成32年度燃費基準+20%達成かつ低排ガス車☆☆☆☆のものに限る)等である。	593/1,000は国の一般財源であるが、407/1,000は市町村の一般財源として譲与されている。(当分の間の特例譲与割合)

- (備考) 1. 揮発油税・地方揮発油税・軽油引取税・自動車取得税・自動車重量税の特例税率については、当分の間の措置である。  
2. 自動車取得税について、消費税率10%への引上げ時である平成29年4月1日に廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割をそれぞれ平成29年4月1日から導入する。  
3. 一定の環境性能を満たした車に対しては、自動車重量税にあっては平成27年5月1日から平成29年4月30日までの間に初めて受ける自動車検査証の交付等、自動車取得税にあっては平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間の車の取得について、それぞれ減免措置が講じられている。  
4. 自動車税については低公害車・低燃費車に対し軽課するとともに、新規登録後長期経過した自動車に対して、重課する措置が講じられている。本特例措置について、一定の環境性能を満たした車に対する軽課が見直された。  
5. 軽自動車税については、平成28年度以後、新規取得後13年を経過した四輪以上及び三輪の軽自動車に対して重課する措置が講じられている。また、低公害車・低燃費車に対しては軽課措置が講じられている。  
6. 自動車重量税については、新規登録後13年を経過した自動車及び新規登録後18年を経過した自動車に対して、それぞれ重課する措置が講じられている。  
7. バリアフリー性能に優れた一定のバス及びタクシーに対しては、自動車重量税にあっては平成24年5月1日から平成30年4月30日までの間に初めて受ける自動車検査証の交付、自動車取得税にあっては平成24年4月1日から平成29年3月31日までの間の車の取得について、それぞれ減免措置が講じられている。  
8. 車両安定性制御装置等を装備した一定のバス及びトラックに対しては、自動車重量税にあっては平成27年5月1日から平成30年4月30日までの間に初めて受ける自動車検査証の交付、自動車取得税にあっては平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間(車両総重量20t超22t以下の一定のトラックについては平成28年10月までの間)の車の取得について、それぞれ軽減措置が講じられている。